

認定審査手続等

1 認定審査申請書等の提出

埼玉県公安委員会の審査を受けようとする者は、認定審査申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

なお、提出された書類は返却しない。

- (1) 定款若しくは寄付行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）又はこれに準ずるもの
- (3) 役員名簿（別記様式第2号）
- (4) 法定講習従事者名簿（別記様式第3号）
- (5) 役員及び法定講習従事者に係る次に掲げる書類
 - ア 住民票（本籍地が記載され、かつ、個人番号が記載されていないものであり、提出日において、発行後3か月を経過していないもの）の写し
 - イ 破産宣告又は破産手続開始決定を受けていない旨を証明する公的証明書
 - ウ 自己申告書（別記様式第4号）
 - エ 誓約書（認定基準（別添1）の2の(1)から(11)までに該当しない旨のもの。別添記載例参照）
 - オ 現に運転免許を受けている者の運転記録証明書（5年間）
- (6) 組織に係る次に掲げる書類
 - ア 安全運転管理者若しくは副安全運転管理者経験者、又はこれと同等以上の能力を有する者が3人以上いることを証明できる書類
 - イ 講習責任者、講習講師になる者について、自動車安全運転センター安全運転中央研修所の「安全運転管理者課程」の研修を修了した事、又はこれと同等以上の能力を有する事を証明する書類
 - ウ 講習責任者、講習講師になる者の運転免許証の両面の写し
 - エ 法定講習従事者及び事務職員の雇用証明書
 - オ 講習開催地域内（警察署管内）の事業所又は周辺の地域内事業所に、法定講習において効果的な安全運転管理の実例を発表させることができることを証明できる書類
 - カ 過去2年以内に、広く事業所に交通安全の活動若しくは法定講習に類す

る交通安全の講習を主催し、又は県内の自治体・警察と共同で広く事業所に交通安全活動を実施したことがあることを証明できる書類

キ 事故対応及び苦情処理に関する、マニュアル

ク 自主検査規程及び情報漏えい防止規程を定めている社内規程等の写し
(ISO9001 (2000) の認証を取得している場合は認証の取得証明書の写し)

(7) 設備に係る次に掲げる書類

ア パソコン、プロジェクター等視聴覚機材を確保できることを証明できる書類

イ オンライン配信に必要な設備等を確保できることを証明できる書類

(8) 能力に係る次に掲げる書類

講習科目及び内容に応じて、交通工学、安全運転管理、損害賠償等の自動車の安全運転管理に関して、専門的知識、経験を有する者を講師に充てることができると証明できる書類

(9) 経理的基礎に係る次に掲げる書類

ア 法人税、地方税、消費税、地方消費税及び社会保険料を納付していることを証明する書類の写し

イ 前年度の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び余剰金処分計算書）の写し

2 提出期限等

(1) 提出期限

令和8年2月4日（水）午後5時

(2) 受付日時

月曜日から金曜日までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）に規定する休日を除く。）

(3) 提出先及び認定基準に関する問い合わせ

〒330-8533

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1番

埼玉県警察本部交通部交通総務課安全運転管理係

電話 048-832-0110（内線5063）

3 講義実演審査

講習業務に従事する講師が、講習に必要な知識及び技能を有しているか否かを

確認するため、講義実演審査を必要により実施する。

(1) 実施日時、場所

講義実演審査を実施する場合の実施日時、場所については後日指定する。

(2) 内容

安全運転管理者等の業務に関する関係法令並びに自動車運転者対策等について、講習講師が概ね30分間の講義を行い、「内容、理解のしやすさ、視聴覚機材の効果的活用及び質疑に対する応答」等について審査する。

(3) その他

その他の事項は後日連絡する。

4 認定審査結果の通知

審査結果は、安全運転管理者等講習委託に係る認定審査結果通知書により通知する。

5 審査結果の有効期限

審査結果は、令和8年度の安全運転管理者等講習委託契約に係る手続に限り有効なものとする。

別記様式第1号

※	受理年月日	年 月 日
※	受 理 番 号	

認定審査申請書

安全運転管理者等講習業務委託に係る埼玉県公安委員会が認める法人の認定審査について申請します。

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

(事務所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

ふりがな	
法人の名称	
ふりがな	
代表者氏名	
主たる事務所の 所在地	〒 - 電話 () -
埼玉県内事務所 の所在地	〒 - 電話 () -
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 一般社団法人 4 一般財団法人 5 その他 ()

役 員 名 簿

(ふりがな) 法 人 名 称				
所 在 地				
番号	役職名	(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所
1			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

注意事項

- 番号1の欄には代表者について記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載のうえ添付すること。
- 法人名称、氏名にはふりがなを記載すること。
- 住民票等に住所の記載がある場合は住所の記載を省略することができる。

別記様式第3号

法 定 講 習 徒 事 者 名 簿

注意事項

- 1 担当職欄には、講習責任者、講習講師、事務職員の区別を記載する。
 - 2 住民票等に住所の記載がある場合は、住所の記載を省略することができる。

自己申告書

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日 生

私は、

1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者ではありません。

2 心身の障害により法定講習を適正に行うことができない者ではありません。

上記事実について間違いありません。

年 月 日

氏名

別添記載例

誓 約 書

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び法定講習従事者（講習責任者及び講習講師）のうちに、次のいずれにも該当する者はいないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑若しくは認定基準別表の悪質な法定違反により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法律」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用していると認められる者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 7 法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
- 8 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 9 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 10 心身の障害により職務を正常に行うことができない者
- 11 過去5年以内に交通事故を起こした者

埼玉県公安委員会 殿

年 月 日

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代 表 者 の 氏 名）